

税の申告は、早めに、正しく!



申告会場開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)

申告会場は混雑することがあります。所得税及び復興特別所得税の確定申告は、電子申告(e-Tax)や郵送(茂原税務署あて)での申告をお勧めします。

申告には、「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」の2種類があります。申告書は、納税者自身が作成することを原則としていますので、医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費計算はご自分で計算して提出してください。

また、収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となりますので、必ず申告してください。

申告種類	受付会場	申告期間(土日を除く)	受付時間
市・県民税の申告	市役所市民室・本納支所	2月16日(金)～3月15日(木) (郵送可) ※2月15日(木)までは市民税課窓口のみ	8時30分～17時
所得税及び復興特別所得税の確定申告	市役所市民室・本納支所	2月16日(金)～3月15日(木)	8時30分～17時
	茂原税務署	2月16日(金)～3月15日(木) (郵送可)	9時～17時

※税務署では、1月4日(木)から消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています。また、申告期間中は申告書を作成できるコーナーを設置します。
※雑損控除を受けられる方や青色申告者・譲渡所得者の申告は、市役所では受け付けていませんので茂原税務署で申告してください。

申告に必要なもの

①印鑑	・認印でも可(朱肉を付けるもの)
②本人確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード(個人番号カード) B 通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点 + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどから1点
③収入を証明するもの	・源泉徴収票(給与、公的年金等) ・営業等、農業、不動産収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ・支払調書(配当、原稿料等) ・株式の年間取引報告書
④控除を証明するもの	・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成29年中に支払ったもの) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳